

第105回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

三重県四日市市山田町800番
当社四日市本社 総合センター体育館

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会への出席はお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

なお、本年は、送迎バスの運行はございません。

株主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

太陽化学株式会社

証券コード 2902

目 次

第105回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	15
第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	18
事業報告	20
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告	52
お知らせ	57

証券コード 2902
2022年5月31日

株 主 各 位

三重県四日市市山田町800番
太陽化学株式会社
代表取締役社長 山 崎 長 宏**第105回 定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後6時までに書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 開催日時 | 2022年6月22日（水曜日） 午前10時 |
| 2. 開催場所 | 三重県四日市市山田町800番 当社四日市本社 総合センター体育館
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第105期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第6号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taiyokagaku.com/kabunushisoukai>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、添付書類には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taiyokagaku.com/ir/news>）に掲載している連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

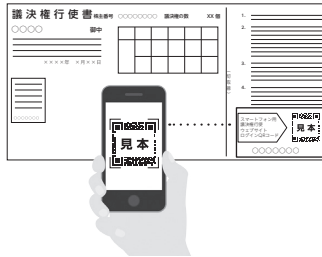
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

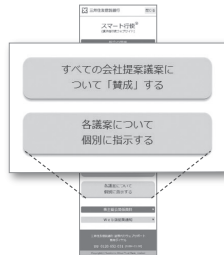
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

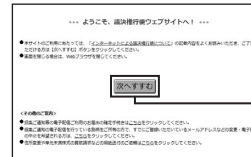
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

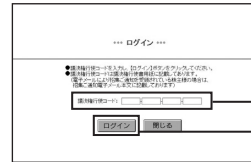
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



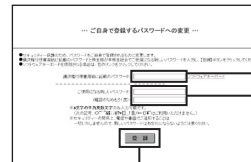
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第20条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>1. 定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	やま ざき な が ひろ 山崎 長 宏 (1955年4月22日生) 再任 取締役会出席状況 13／13回	1979年3月 当社入社 1986年6月 当社取締役内部監査室長 1991年2月 当社常務取締役 1994年3月 当社専務取締役 1997年6月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社永谷園ホールディングス社外取締役	234,300株
	(取締役候補者とした理由) 1986年に取締役に就任。内部監査室長、東京支店長、営業本部長等を歴任し、1997年に代表取締役社長に就任。当社の事業全般に精通し、経営に関する課題の解決に十分な経験と高い知見、リーダーシップを有しており、ステークホルダーからの信頼も厚く、企業価値の持続的な向上に資する経営を指揮する人材に相応しく、適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	やま ざき よ し き 山崎 義 樹 (1956年9月6日生) 再任 取締役会出席状況 13／13回	1986年3月 当社入社 1992年6月 当社取締役大阪営業所長 1994年3月 当社常務取締役営業副本部長兼資材部担当 2000年6月 当社常務取締役営業統括兼東京支店長 2003年6月 当社代表取締役副社長 2007年4月 当社代表取締役副社長インターフェイス ソリューション事業部事業本部長 2013年4月 当社代表取締役副社長国内営業管掌 (現任)	104,500株
	(取締役候補者とした理由) 1992年に取締役に就任。大阪営業所長、営業統括、東京支店長等を歴任し、2003年に代表取締役副社長に就任。現在は、国内営業を管掌。当社の事業全般に精通し、経営に関する課題の解決に十分な経験と高い知見、リーダーシップを有しており、ステークホルダーからの信頼も厚く、企業価値の持続的な向上に資する経営を指揮する人材に相応しく、適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	やま ざき なが のり 山崎 長 徳 (1960年3月6日生) 再任 取締役会出席状況 13／13回	1986年 5 月 当社入社 1994年 6 月 当社取締役国際部長 1996年 6 月 当社常務取締役国際部長 1997年 6 月 当社常務取締役営業本部長兼資材部担当 2003年 6 月 当社代表取締役副社長 2007年 4 月 当社代表取締役副社長アグリフード事業 部事業本部長 2013年 4 月 当社代表取締役副社長中国・東南アジア 地域管掌兼財務管掌 2013年 6 月 当社代表取締役副社長中国・東南アジア 地域管掌 2014年 6 月 当社代表取締役副社長海外事業管掌 2015年 6 月 当社代表取締役副社長海外事業管掌兼生 産推進管掌 2021年 6 月 当社代表取締役副社長海外事業管掌兼生 産推進管掌兼財務管掌兼企業統括管掌兼 業務支援管掌 2022年 4 月 当社代表取締役副社長海外事業管掌兼コ ーポレート本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） タイヨーインタナショナルリンク取締役社長 開封太陽金明食品有限公司董事長 上海太陽食研国際貿易有限公司董事長 タイヨーカガクインディアプライベートリミテッド取締役会長 無錫太陽緑宝科技有限公司董事長 T a i y o G m b H 取締役社長 香奈維斯（天津）食品有限公司董事長	279,800株
（取締役候補者とした理由） 1994年に取締役に就任。国際部長、営業本部長等を歴任し、2003年に代表取締役副社長に就任。 現在は、海外事業、コーポレート本部を管掌。当社の事業全般に精通し、経営に関する課題の解決 に十分な経験と高い知見、リーダーシップを有しており、ステークホルダーからの信頼も厚く、企 業価値の持続的な向上に資する経営を指揮する人材に相応しく、適任であると判断し、引き続き選 任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	うち だ かず ひと 内 田 一 仁 (1960年1月1日生) 再任 取締役会出席状況 13／13回	1983年 4 月 当社入社 2011年 8 月 当社インターフェイスソリューション事業部営業部長 2012年 4 月 当社執行役員インターフェイスソリューション事業部長 2014年 6 月 当社取締役インターフェイスソリューション事業部長 (現任)	7,600株
	(取締役候補者とした理由) インターフェイスソリューション事業部営業部長、執行役員インターフェイスソリューション事業部長等を歴任し、2014年に取締役に就任。現在は、インターフェイスソリューション事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	さ と う の り お 佐 藤 則 夫 (1965年 9月14日生) 再任 取締役会出席状況 13 / 13回	1988年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員社長室長 2012年 4 月 当社執行役員ニュートリション事業部長 2014年 6 月 当社取締役ニュートリション事業部長 (現任)	17,700株
	(取締役候補者とした理由) 執行役員社長室長、執行役員ニュートリション事業部長等を歴任し、2014年に取締役に就任。現在は、ニュートリション事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。		
6	む と う こ う じ 武 藤 孝 次 (1968年 3月20日生) 再任 取締役会出席状況 11 / 11回	1991年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社執行役員TMPSP7°ディエト兼メディケア事業部長 2019年 4 月 当社執行役員品質保証部長 2021年 4 月 当社執行役員ナチュラルイングリディエント事業部長 2021年 6 月 当社取締役ナチュラルイングリディエント事業部長 (現任)	2,300株
	(取締役候補者とした理由) 社長室長、経営企画室長、TMPSPプロジェクト兼メディケア事業部長、品質保証部長を歴任し、2021年に取締役に就任。現在は、ナチュラルイングリディエント事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	く ぼ た しゅうへい 久保田 修平 (1978年 9月22日生) 再任 社外取締役 取締役会出席状況 13／13回	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2012年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー (現任) 2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)	69,600株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な法律知識を有しており、専門的見地から、グループ全体の監督を適切に行なうことができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		
8	あ べ けい こ 阿 部 啓子 (1947年 3月 8日生) 再任 社外取締役 取締役会出席状況 13／13回	1994年 6 月 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 1996年 4 月 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 2008年 4 月 公益財団法人神奈川科学技術アカデミー (現地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所) グループリーダー (現任) 2010年 6 月 東京大学大学院農学生命科学研究科 名誉教授 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)	2,000株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 企業経営に直接関与した経験はありませんが、東京大学大学院農学生命科学研究科の名誉教授として、次世代機能性素材の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、研究開発面において有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって久保田修平氏が7年、阿部啓子氏が3年となります。
4. 久保田修平氏は、代表取締役社長山崎長宏、代表取締役副社長山崎長徳の三親等以内の親族であります。
5. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、当社の定める「独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準」を満たしております。また、阿部啓子氏については、株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、久保田修平氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

2019年6月20日開催の当社第102回定時株主総会において監査役に選任された荒木幹治氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
よし かわ くに あき 吉 川 邦 昭 (1968年4月3日生)	1994年4月 当社入社 2012年4月 太陽食品(天津)有限公司出向 副総経理 2013年4月 無錫太陽緑宝科技有限公司出向 副総経理 2019年4月 アグリフト事業部 統括所属長 2021年4月 サチュライングリディメント事業部 統括所属長 (現任)	5,200株
(監査役候補者とした理由) 当社に入社以来研究開発、営業、事業部、海外子会社の経営に従事、事業統括を中心とした幅広い経験、知識を有しており監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月23日開催の当社第104回定時株主総会において補欠監査役に選任された長谷部拓哉氏の選任の効力が、本総会開始の時をもって満了することに伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会においてあらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 要 な 兼 職 の 状 況 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
ふじ の たかし 藤 野 孝 (1954年6月27日生)	1989年1月 キューサイ株式会社入社 1996年9月 同社開発部長 1997年5月 同社取締役開発部長 2000年1月 環ネットワーク株式会社（現らでいっしゅぼーや 株式会社）取締役 2001年3月 キューサイ株式会社 取締役開発本部長 2002年3月 同社取締役冷凍食品事業本部長 2005年5月 同社代表取締役副社長兼冷凍食品事業本部長 2006年5月 同社代表取締役社長 2017年6月 同社退社 2019年8月 ライジングゼファーフクオカ株式会社 代表取締役社長 2021年12月 同社代表取締役社長退任 2022年5月 株式会社エルビー 専務取締役 SCM（SCM本部長 兼 生産部長）（現任）	0株

(補欠社外監査役候補者とした理由)

企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、社外監査役として、客観的に公平な立場からその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 藤野孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤野孝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。藤野孝氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、1986年6月開催の第69回定時株主総会において年額2億3千万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与部分を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、対象取締役の員数に変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される荒木幹治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あら き みき はる 荒 木 幹 治	1978年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員財務部長 2015年6月 当社常勤監査役 (現任)

(ご参考)

独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準

太陽化学株式会社

当社取締役会は、当社における社外役員（※１）の候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を制定する。

社外役員の選任基準は、次のとおりであり、いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- (1) 当社及び当社の関係者（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその２親等以内の親族
- (2) 直近5年以内に当社グループの主要取引先（※２）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- (3) 当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- (4) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けている専門的な役務の提供者（※３）
- (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
- (7) 取締役の相互派遣関係にある者
- (8) その他当社グループと重要な利害関係にある者

注 ※１ 社外役員とは、会社法第２条第15号に定める社外取締役、及び会社法第２条第16号に定める社外監査役をいう。

※２ 当社グループへの直近の事業年度における連結売上高の２％以上の取引実績を持つ取引先をいう。

※３ 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問をいう。

平成25年５月13日制定

平成27年11月９日改定

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢を始めとする地政学リスク、円安の進行等の影響により企業活動や消費行動が抑制され、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社事業の主要分野であります食品業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大で消費者の健康志向や免疫への関心が高まったことを背景に、健康食品向け機能性食品素材の需要は増加しましたが、エネルギー価格や原材料価格の上昇など、企業を取り巻く事業環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のなかで当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、引き続き対処すべき課題として、①市場変化への対応、②販売の強化（グローバル化）、③品質管理体制の維持・強化、④環境への取り組み、⑤人材育成、⑥業務改善による全体最適化を掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は399億63百万円（前期比1.9%増）、営業利益は47億99百万円（前期比5.5%減）、経常利益は52億97百万円（前期比12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億27百万円（前期比21.2%増）となりました。

各事業の概況は次のとおりであります。

ニュートリション事業

医療、健康食品及び飲料業界等に、カテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

水溶性食物繊維は、国内市場・欧州市場及びアジア市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

カテキンは、欧米市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

ミネラル製剤は、国内市場は減少しましたが、米国及びアジア市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

テアニンは、国内市場は増加しましたが、米国市場が減少しました結果、売上高は前年を下回りました。

この結果、売上高は、105億23百万円（前期比12.8%増）となりました。

インターフェイスソリューション事業

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレタリー業界等に、乳化剤等の品質改良剤を製造、販売しております。

化粧品、トイレタリー用途、飲料用途及び一般食品用途のいずれも、国内市場、海外市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

この結果、売上高は、113億96百万円（前期比13.4%増）となりました。

ナチュラルイングリディエント事業

乳製品、飲料、菓子、パン、ハム・ソーセージ、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、農産加工品等の食品素材、品質改良剤、安定剤等を製造、販売しております。

鶏卵加工品は、国内市場のめん用途の粉末卵が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

即席食品用素材は、国内市場の即席めん用途で一部製品の製造を終了した結果、売上高は前年を下回りました。

フルーツ加工品は、AGRANA Fruit Japan株式会社へ事業移管した結果、当期の期首より売上は発生しておりません。

安定剤は、国内市場の飲料用途が減少しましたが、冷菓用途が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

この結果、売上高は、179億34百万円（前期比9.1%減）となりました。

その他の事業

料理飲食等の事業を行っております。

売上高は、1億8百万円（前期比25.2%増）となりました。

（事業区分の組替について）

当連結会計年度から「アグリフード事業」はフルーツ事業の移管等によって、より事業内容に適した「ナチュラルイングリディエント事業」へ名称を変更しております。又、各事業の製品を再編したことにより、「ニュートリション事業」に含まれていた一部製品を「ナチュラルイングリディエント事業」に含め、「ナチュラルイングリディエント事業」に含まれていた一部製品を「ニュートリション事業」に含めて記載しております。

なお、前連結会計年度の事業別売上高は、当連結会計年度の事業区分に基づき作成したものを開示しております。

事業別売上高

事業別 期	第104期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		第105期（当期） 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
ニュートリション 事業	9,328	23.8	10,523	26.3	112.8
インターフェイスソリューション 事業	10,047	25.6	11,396	28.5	113.4
ナチュラルイングリディエント 事業	19,735	50.4	17,934	44.9	90.9
その他の事業	86	0.2	108	0.3	125.2
計	39,199	100	39,963	100	101.9

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資につきましては、総額40億51百万円となりました。その主なものは、次のとおりであります。

化粧品原料設備
ミネラル製剤設備

(3) 資金調達の状況

上記設備資金は、自己資金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、天候不順や世界的な需要の増加等による原料価格の高騰、国内市場における少子高齢化による需要の減少など、依然として厳しい状況が想定されます。加えて、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う消費動向や企業活動への影響もあり、先行き不透明な状況は一段と強まっております。

当社グループは、時代の要求を敏感に捉え、未来を見据えた技術開発力の強化を基盤とした新市場の創造と開拓に努め、事業領域及び製品群の選択と集中を積極的に進めてまいります。

対処すべき当面の課題とその対処方針としましては、次のような項目を挙げております。

- | | |
|------------|---|
| ① 市場の変化に対応 | 積極的な業態変化を行う。また、生産ラインの効率化、組織のスリム化を進め総合的な競争力を増す。 |
| ② グローバル化 | グローバルマーケットに通用する独自の製品開発を行い、国内外の販売網も更なる充実を図る。 |
| ③ 品質管理 | SQFの基本となるHACCP（ハサップ）の理論と手法に基づき、製品品質の安全・安心を確保する。 |
| ④ 環境対応 | 省エネルギー、省資源等の環境対策に全社的に取り組む。 |
| ⑤ 人材育成 | 社員の能力向上に注力し、社員一人ひとりの付加価値を高め、会社基盤を強化する。 |
| ⑥ 業務改善 | 全社的な改善活動に積極的に取り組み、業務の質的向上、効率化を図り全体最適化を図る。 |

当社は、経営理念であります「世界の人々の健康と豊かな生活文化に貢献する」研究開発型企業として、これからもグローバルな展開を目指してまいります。

そのため、基本理念「好奇心 そして行動（Imagine, Desire and Create）」のもと、当社グループの総力を結集し、新たな課題にも積極的にチャレンジしながら進化を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第102期 2019年3月	第103期 2020年3月	第104期 2021年3月	第105期(当期) 2022年3月
売 上 高(百万円)	40,130	40,364	39,199	39,963
経 常 利 益(百万円)	4,129	4,667	4,711	5,297
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,632	3,167	2,992	3,627
1株当たり当期純利益(円)	143.71	174.64	165.42	209.04
総 資 産(百万円)	48,813	49,751	52,867	54,714
純 資 産(百万円)	38,297	40,078	42,338	44,159

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 %	主要な事業内容
タイヨーインタナショナルインク	350千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入
開封太陽金明食品有限公司	29,614千元	77.7	食品等の製造販売
タイヨーカガクインディア プライベートリミテッド	200,000千ルピー	80.0	食品等の製造販売
無錫太陽緑宝科技有限公司	25,000千元	71.8	食品等の製造販売
上海太陽食研国際貿易有限公司	3,300千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入
T a i y o G m b H	300千ユーロ	100.0	食品等の販売及び輸出入
香奈維斯（天津）食品有限公司	14,166千米ドル	51.0	食 品 等 の 製 造 販 売

- (注) 1. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
2. 持分法適用関連会社であった香奈維ス（天津）食品有限公司の出資持分の一部追加取得により、当事業年度より、持分法適用の関連会社から除外し、連結子会社としております。

(7) **主要な事業内容（2022年3月31日現在）**

当社グループの事業は、食品用乳化剤、安定剤、各種鶏卵加工品、即席食品用素材、農産加工品、栄養機能食品、化粧品原料等の製造と販売を主たる目的としております。

① **ニュートリション事業**

医療、健康食品及び飲料業界等に、カテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

② **インターフェイスソリューション事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレタリー業界等に、乳化剤等の品質改良剤を製造、販売しております。

③ **ナチュラルイングリディエント事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、ハム・ソーセージ、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、農産加工品等の食品素材、品質改良剤、安定剤等を製造、販売しております。

④ **その他の事業**

料理飲食等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	三 重 県 四 日 市 市
東 京 本 社	東 京 都 港 区
研 究 所	三 重 県 四 日 市 市
塩 浜 工 場	三 重 県 四 日 市 市
南 部 工 場	三 重 県 四 日 市 市
タイヨーインタナショナルインク	米国ミネソタ州ミネアポリス市
タイヨーカガクインディアプライベートリミテッド	インドオーランガバード市
開 封 太 陽 金 明 食 品 有 限 公 司	中 国 河 南 省 開 封 市
無 錫 太 陽 緑 宝 科 技 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省 無 錫 市
上海太陽食研国際貿易有限公司	中 国 上 海 市
香奈維斯（天津）食品有限公司	中 国 天 津 市
T a i y o G m b H	ドイツゲーヴェルスベルク

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
939名	90名増

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員145名は含んでおりません。
2. 従業員の増加は、香奈維ス（天津）食品有限公司を連結子会社としたことによるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,513,701株（自己株式6,505,584株を含む。）
- (3) 株主数 5,668名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数（千株）	持 株 比 率（％）
長 陽 物 産 有 限 会 社	2,283	13.42
向 陽 興 産 株 式 会 社	979	5.76
太 陽 化 学 取 引 先 持 株 会	880	5.17
有 限 会 社 和 向	760	4.46
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	516	3.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	477	2.80
株 式 会 社 百 五 銀 行	437	2.57
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	437	2.57
太 陽 化 学 従 業 員 持 株 会	399	2.35
山 崎 長 徳	279	1.64

- (注) 1. 当社は、自己株式6,505千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 崎 長 宏	(株式会社永谷園ホールディングス社外取締役)
代表取締役副社長	山 崎 義 樹	国内営業管掌
代表取締役副社長	山 崎 長 徳	海外事業管掌兼生産推進管掌兼 財務管掌兼企業統括管掌兼業務 支援管掌 (タイヨーインタナショナルイン ク取締役社長) (開封太陽金明食品有限公司董事長) (上海太陽食研国際貿易有限公司董事長) (タイヨーカガクインディアプ ライベイトリミテッド取締役会長) (無錫太陽緑宝科技有限公司董事長) (T a i y o G m b H取締役社長) (香奈維斯(天津)食品有限公司董事長)
取 締 役	内 田 一 仁	インターフェイスソリューション事業部長
取 締 役	佐 藤 則 夫	ニュートリション事業部長
取 締 役	武 藤 孝 次	ナチュラルイングリディエント事業部長
取 締 役	久 保 田 修 平	森・濱田松本法律事務所パートナー
取 締 役	阿 部 啓 子	東京大学大学院農学生命科学研究科 名誉教授
常 勤 監 査 役	荒 木 幹 治	—
監 査 役	大 橋 正 行	学校法人大橋学園グループ会長
監 査 役	渡 邊 誠 人	公認会計士渡邊誠人事務所所長 税理士法人A C T所長

- (注) 1. 取締役久保田修平及び阿部啓子の両氏は、社外取締役であります。
2. 2021年6月23日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、増川尚利氏、羽木貴志氏の両氏は取締役を退任しました。
3. 2021年6月23日開催の第104回定時株主総会において、武藤孝次氏が新たに取締役に選任され就任しました。
4. 監査役大橋正行及び渡邊誠人の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役阿部啓子氏及び社外監査役渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役久保田修平氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	176,969 (9,600)	121,856 (9,600)	55,112 (-)	- (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,280 (8,400)	20,400 (8,400)	880 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	198,249 (18,000)	142,256 (18,000)	55,992 (-)	- (-)	13 (4)

(注) 上記の業績連動報酬等の額には、当事業年度における取締役26,322千円、監査役880千円の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月23日開催の第104回定時株主総会の決議に基づき、同総会の終結の時をもって退任した取締役2名に対し支払った退職慰労金は20,000千円であります。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬額の算出については、以下の方法に則って決定しております。

- i) 取締役の役職位ごとに算定の基準となる係数を設定する。
- ii) 直近期の連結営業利益を基準とする。
- iii) 連結営業利益に対し0.6%の比率を乗じて報酬総額を決定する。
- iv) 役職位ごとに設定した係数に基づき個人別の報酬額を算出する。

業績連動報酬額の計算方法

業績連動報酬額＝連結営業利益×0.6%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計

取締役の役職別ポイント及び員数

役 職	ポイント	取締役の員数（名）	ポイント計
代表取締役社長	4.0	1	4.0
代表取締役副社長	3.0	2	6.0
取締役	0.5	3	1.5
合 計		6	11.5

合計は、2022年3月31日における取締役の員数で算出しております。

留意事項

- ・取締役（社外取締役は除く）は、法人税法第34条第1項第3号に記載されている業務執行役員です。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「確定額」は、30百万円を限度とします。連結営業利益に0.6%を乗じた金額については、1万円未満切捨てとします。
- ・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の途中で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職月数（1月末満の端数切上）にて支給します。なお期末後の退任については、月数按分しません。

- ④ 非金銭報酬等に関する事項
該当事項はありません。

- ⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社の取締役の報酬については、1986年6月開催の第69回定時株主総会の決議により、取締役の報酬金額を「年額2億3千万円以内、ただし使用人兼務役員の使用人分給与部分を含まない」としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は0名）です。
また、監査役の報酬は、1994年6月開催の第77回定時株主総会の決議により「年額3千万円以内」としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

- ⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その業務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬および年2回の賞与（6月、12月）とし、役位、職責、在任等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、株主目線と同一視と考える株式報酬につき、一定金額を役員持株会に拠出して自社株式の取得をするものとする。

- iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、直近の連結営業利益の0.6%(上限30百万円)で算出された額を賞与として各取締役の役職・役割に応じた額を毎年一定の時期に支給するものとする。

- iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績をもとに上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において検討を行い、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

- V) 取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の配分の決定とする。

代表取締役社長は、上記を踏まえた報酬原案を作成し、当社が任意で設置する報酬諮問委員会の審議と答申を踏まえて決定するものとする。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長山崎長宏に対し各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行なうには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役久保田修平氏は、森・濱田松本法律事務所パートナーであります。

同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役阿部啓子氏は、東京大学大学院農学生命科学研究科名誉教授であります。同大学と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役大橋正行氏は、学校法人大橋学園グループ会長であります。同学園グループと当社との間には、特別の関係はありません。

監査役渡邊誠人氏は、公認会計士渡邊誠人事務所所長、税理士法人ＡＣＴ所長であります。

公認会計士渡邊誠人事務所と当社との間には、特別の関係はありません。税理士法人ＡＣＴと当社は、顧問契約を締結しておりますが、当社が同法人に支払う報酬年額は少額であり、影響を与え得ないものと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	久保田 修 平	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての経験と知見に基づき、必要に応じ、議案の審議に必要な発言を積極的に行っており、特に企業法務について、専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	阿 部 啓 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、東京大学大学院農学生命科学研究科の名誉教授としての経験と知見に基づき、必要に応じ、議案の審議に必要な発言を積極的に行っており、特に次世代機能性素材の研究開発面において、専門的な立場から有用な意見、助言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	大 橋 正 行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、学校法人経営で培われた経営者としての経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会14回のうち13回に出席し、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。
監 査 役	渡 邊 誠 人	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会14回の全てに出席し、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,000千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他財産上の利益の合計額 24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、タイヨーインタナショナルリンク、タイヨーカガクインディアプライベートリミテッド、開封太陽金明食品有限公司、無錫太陽緑宝科技有限公司、上海太陽食研国際貿易有限公司、香奈維斯（天津）食品有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに定める項目に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」（以下、内部統制システムという。）について取締役会において決議し、当該決議に基づく着実な運用を行い、体制の構築に努めております。その概要は、以下のとおりであります。

なお、令和3年2月8日開催の取締役会において、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性及び説明責任の確保に資することを目的として、報酬諮問委員会の設置を決議したことに伴い、内部統制システムに関する基本方針を見直し、令和3年4月26日開催の取締役会において決議しております。

1) 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社の子会社(当社グループという。以下同じ。)に所属する取締役、及び使用人(社員等という。以下同じ。)は、「好奇心 そして行動」の基本理念のもと、倫理観と法令遵守の精神に基づき、社会的責任のある事業活動を行う。
- ② 社員等の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために企業・従業員行動規範、及びコンプライアンスに関連した社内規程、社内ルールを定め、周知徹底する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス体制を整備するため、全部門の社員等からなるコンプライアンス委員会を設置し、体制や施策の充実を図る。
- ④ 当社グループの法令、企業倫理に関する相談や通報に対し、社内相談室規程に則り、社内の相談窓口として社内相談室、社外の窓口を当社顧問弁護士法律事務所に設置し、必要に応じて調査と対応を図る。
- ⑤ 内部監査室は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを定期的に監査し、当社グループの内部統制及び規律の状況を把握、評価する。
- ⑥ 当社グループは、市民生活の秩序や安全を脅かし、健全な企業活動を阻害する反社会的勢力による不当要求、犯罪行為に対して、毅然とした態度で臨む。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な職務の執行に係る文書等は、法令及び定款並びに社内規程等に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存、管理する。重要な情報は、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針と規程の定めにより適切に管理する。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な影響を与える可能性のある損失のリスクを事業リスクとして定め、これに備えてリスク管理及び危機管理規程の制定と本規程に基づくリスク管理委員会を設置し、リスクを管理統括する体制を確保する。
- ② リスク管理委員会の下部組織として、発生が想定される事業リスクの識別、分析、評価を行う個別の委員会を設置し、リスクの軽減等に取り組む。
- ③ 内部監査室は、社内のモニタリング機関として、各委員会の活動状況を評価、及び監査し、リスク管理体制の有効性に関するレビュー結果を社長に報告し、重要な事項に関しては、取締役会等に報告する。
- ④ 重大な危機が発生した場合は、そのレベルに応じて危機対策本部を設置し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回以上開催する取締役会において、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務の執行が善管注意義務に則り行われていることを監視、監督する体制を確保する。また、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性及び説明責任の確保に資することを目的として、員数を3名以上かつ過半数の社外取締役をもって構成する任意の報酬諮問委員会を毎年1回以上開催し、取締役会の諮問に応じ取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申する。
- ② 取締役会に準ずる重要な経営判断の機関として、取締役、常勤監査役をもって構成する経営審議会を随時開催し、経営計画、予算等、重要且つ緊急を要する事項について審議、報告を行う。

- ③ 原則として毎週第1営業日に、取締役、監査役、及び部門長が出席する定例報告会を開催し、各部門の業務の執行状況に関する課題の把握と解決のための協議、意思決定を効率的に行う。
- ④ 原則として毎月1回、取締役、監査役、財務部門長、及び事業部門長が出席する財務報告会を開催し、変化の激しい経営環境に対して機敏に対応する。

5) 子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関連会社管理規程を定め、子会社に対し事業の経過、財産の状況、及びその他の重要な事項について、適宜適切に当社への報告を義務付ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社のリスク管理委員会は、子会社の危機管理体制を指導、監督する。
 - ロ 子会社は、重大な危機が発生した場合は、当社と適切に連携し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社経営の適正、且つ効率的な運営に資するための規程を定める。
 - ロ 当社は、子会社の指揮命令系統、権限、及び意思決定に関する体制、及び運用状況を監督する。
 - ハ 子会社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定、報告、及び各取締役の業務の執行状況を監督する。

6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要あるときは何時でも内部監査室に所属する使用人に対し、監査役スタッフとして監査業務の補助を行うよう命令できる。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その独立性を確保するため、取締役からの指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事異動や処遇については、監査役会の承認を得るものとする。

7) 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部門の使用人を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ② 当社は、監査役監査規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを明記し、その実効性を確保する。

8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の社員等が監査役に報告するための体制
- イ 当社の社員等は、監査役の要求に応じて、随時その職務の執行状況その他に関して報告する。
- ロ 当社の社員等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、社員等の不正行為、法令及び定款の定めに対する違反行為等を発見したときは、監査役に報告する。
- ハ 公益通報の窓口である総務担当取締役は、公益通報の意義の認識に努め、通報の内容を適宜適切に監査役、又は監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役、監査役の業務を執行する社員、及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ 当社グループの社員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ロ 当社グループの社員等は、法令及び定款の定めに対する違反行為等、当社、又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見したときは、速やかに当社の監査役、又は監査役会に報告する。
- ハ 当社の内部監査室等は、当社グループのコンプライアンス等の現状について定期的に当社の監査役に報告する。
- ニ 当社グループの内部通報制度の担当部門は内部監査室とし、当社グループの社員等からの内部通報の内容、及びその他の方法により当社の社員等になされた報告等について、適宜適切に当社の監査役、又は監査役会に報告する。

9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
- ② 当社の社内相談室規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記する。

10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、財務部門、総務部門等の関連部署において審議のうえ、当該費用に係る費用、又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用、又は債務を適切に処理する。
- ② 当社は、監査役会が弁護士、公認会計士等の外部の専門家を監査のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、事業年度毎に予算を設ける。

11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われるための必要、且つ適切な情報等を適宜収集できるよう、監査役が出席する会議、閲覧する資料、取締役及び使用人が監査役及び監査役会に対し報告すべき事項等を定める規程を監査役会と協議のうえ制定する。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針の整備、及び内部監査部門の体制の充実、また、内部監査部門等、及び子会社の業務執行者と監査役との意思の疎通、情報交換等の実効的な連携等、監査役の円滑な監査活動の保証に関する事項の体制を整備する。また、代表取締役は、監査役及び監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

平成18年 5月22日制定
平成21年12月21日改定
平成27年 4月27日改定
令和 3年 4月26日改定

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備、運用状況は、内部監査室がモニタリングを行い、改善を進めております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

1) コンプライアンス体制

法令遵守の観点から、社内規程、社内ルールを定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。また、当社の社会的信頼を維持することを目的として、社内相談室を設置し、顧問弁護士の法律事務所を窓口とした内部通報制度を整備することにより、法令違反や不正行為の早期発見や未然防止に努めております。

また、通報者が通報による不利益を受けない旨を規定し、運用しております。

当期は、コンプライアンス委員会を6回開催するとともに、内部監査室によるモニタリング等を実施し、社内規程、社内ルールの周知、徹底を図りました。また当期は、当該窓口への内部通報はございませんでした。

2) リスク管理体制

経営に重大な影響を与える可能性のある損失を事業リスクと定め、リスク管理及び危機管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。

当期は、当社及び子会社の事業リスクの把握、統制、回避を図るため、リスク管理委員会を6回開催し、新型コロナウイルス感染対策の協議と従業員への周知、事業リスクの統制、回避の実践状況に関するモニタリング等を行いました。その他、各事業所において、避難訓練、自衛消防訓練、漏洩訓練、安否確認サービスを利用した社員等の安否報告訓練、建物やインフラ設備の被災状況報告訓練を実施しております。

3) 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社は、関係会社管理規程に基づき、事業の経過、財産の状況及びその他重要な事項について、取締役会、経営審議会に対し適宜適切に報告しております。

当期は、常勤監査役、内部監査室、会計監査人等と連携し、国内の関連会社1社の往査と海外子会社2社のオンライン形式での往査を実施しており、他の主要な海外子会社1社は、オンライン形式で現地の会計監査人の協力を得て期中の重点監査を実施しております。また、常勤監査役、内部監査室は、海外事業部門を統括する海外統括部のオンライン形式で開催される定例会に出席し、報告内容を確認しております。海外生産子会社の品質管理体制の適正性については、品質保証部門からの報告を確認しております。また、財務の状況等は、財務報告会の報告により確認しております。

4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当期は、取締役会を13回開催しております。

取締役会は、経営審議会及び財務報告会等における報告及び審議を経て、議案等関連資料の事前配布と十分な検討時間を確保したうえで、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。

5) 監査役の監査の体制

取締役会への出席、及び常勤監査役による経営審議会を始めとする社内の重要会議への出席、並びに重要文書の閲覧等を通じて、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの整備、運用状況を確認しております。また、監査役は、内部監査室、会計監査人との間で、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため定期的な意見交換会を開催し、相互に連携を図っております。

当期は、監査役監査の実効性を高めるべく、定期的に内部監査室との意見交換を行いました。会計監査人とは意見交換会を4回開催しております。また、14回開催した監査役会を通じた監査役相互の情報共有や社外取締役と社外監査役との情報交換会を5回実施し、経営の監督、監視機能の実効性の強化を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会により決議することができる旨を定款第44条に定めております。

取締役会はこの権限の行使にあたり、以下の方針で臨むこととしております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題のひとつに位置付けております。

利益配分は、安定的な基準配当20円に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向30%を目処として継続的に行うこと、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な将来に備えた内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当連結会計年度の期末配当につきましては、1株当たり54円とさせていただきます。

既に2021年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり64円となります。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、総力を結集し、新たな課題に積極的にチャレンジし進化していく研究開発型企业として、企業価値・株主価値の向上に努めております。また、社会的な責任を果たし、且つ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、経営の透明性・健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

① 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、組織形態として、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は原則として毎月1回以上開催しており、各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。取締役会は8名で構成されており、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに各取締役の執行状況を監督しており、原則として毎月1回開催することとしております。また、当社の経営戦略、中長期計画等を審議し、取締役会に諮問する機関として、経営審議会を設置しております。同審議会は、代表取締役3名で構成され、常勤監査役も出席しております。

当社はコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みとして、平成11年に「基本理念」「経営基本方針」を制定しました。また、当社が事業を継続するにあたり、想定される事業リスクの抽出を行うとともに基本方針の策定を行うことを目的に「リスク管理委員会」を設置しております。取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性及び説明責任の確保に努めております。当社の企業統治の体制を推進することにより、業務執行・経営の監督体制を確保し迅速且つ的確な意思決定に基づく経営、透明性の高い経営を確保できる体制が整っているため、現状の体制としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室2名（監査役スタッフを兼務）は、各部門の業務執行及び業務全般の適正性にとどまらず、妥当性について現地現物での内部監査を継続的に実施しております。監査役監査は、社外監査役2名を含む3名の監査役で実施され、監査役3名は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社内の重要な会議に積極的に参加し、適宜、提言、助言を行っております。また、取締役の職務執行の適法性の監査に加えて、違法性の兆候の段階から指摘改善するために経営面の監査を包括して実施しており、取締役の業務執行及び業務全般にわたり監査役監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性が伴った経営監視を行っております。

監査役と会計監査人との相互連携につきましては、監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、年4回の会計監査人との定期的な会合を開催し、意見の交換及び情報の共有化を図ることで監査の品質向上に努めております。

また、監査役と内部監査室との連携につきましても、監査役会は内部監査室に対し定期的に報告を求め、また特定事項についての調査を連携して行うなど監査の実効性と効率化を図っております。なお、常勤監査役荒木幹治氏は、当社の財務部門等を歴任し、幅広い見識と経験を有しております。監査役大橋正行氏は学校法人経営で培ってきた経験により、幅広い見識を有しております。監査役渡邊誠人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を定めております。

各々の専門的な知見に基づく公正且つ客観的な監督・監査の機能と役割が期待され、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、選任しております。当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会に対し、社外取締役2名、監査役3名中2名を社外監査役とすることにより、経営への監視監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の監視監督機能が重要と考えており、社外取締役2名による監督、及び社外監査役2名による監視が実施されることにより、外部からの監視監督機能が十分に機能する体制が整っているため現状の体制としております。当社の社外取締役は、久保田修平氏、阿部啓子氏の2名であります。阿部啓子氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。当社の社外監査役は、大橋正行氏、渡邊誠人氏の2名であります。渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。久保田修平氏及び大橋正行氏は、独立役員としての届出はしておりませんが、当社の定める独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。社外取締役は、取締役会において、重要な経営案件につき独立した立場で監督する役割を担っております。社外監査役は、監査役会において内部監査室より内部統制等の実施状況について報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 売上高等の表示金額は消費税抜きであります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,976,064	流 動 負 債	8,862,267
現 金 及 び 預 金	7,190,721	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,842,094
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,306,326	未 払 法 人 税 等	981,935
商 品 及 び 製 品	4,454,699	賞 与 引 当 金	227,036
仕 掛 品	713,117	そ の 他	2,811,201
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,044,488	固 定 負 債	1,692,312
そ の 他	1,279,144	長 期 借 入 金	499,346
貸 倒 引 当 金	△12,433	繰 延 税 金 負 債	485,997
固 定 資 産	29,737,957	退 職 給 付 に 係 る 負 債	163,391
有 形 固 定 資 産	23,764,154	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	492,520
建 物 及 び 構 築 物	8,265,100	そ の 他	51,056
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,741,402	負 債 合 計	10,554,580
工 具 、 器 具 及 び 備 品	309,029	純 資 産 の 部	
土 地	8,166,552	科 目	金 額
そ の 他	2,282,069	株 主 資 本	40,826,050
無 形 固 定 資 産	218,387	資 本 金	7,730,621
投 資 そ の 他 の 資 産	5,755,415	資 本 剰 余 金	7,340,648
投 資 有 価 証 券	4,904,591	利 益 剰 余 金	32,694,218
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	222,000	自 己 株 式	△6,939,438
繰 延 税 金 資 産	59,075	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,999,670
そ の 他	582,698	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,588,800
貸 倒 引 当 金	△12,950	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,560
資 産 合 計	54,714,021	為 替 換 算 調 整 勘 定	423,903
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△14,593
		非 支 配 株 主 持 分	1,333,720
		純 資 産 合 計	44,159,441
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,714,021

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		39,963,333
売上原価		27,964,816
売上総利益		11,998,516
販売費及び一般管理費		7,199,201
営業利益		4,799,315
営業外収益		
受取利息及び配当金	120,842	
持分法による投資利益	14,809	
為替差益	308,508	
受取賃貸料	87,543	
その他の	79,228	610,932
営業外費用		
支払利息	9,193	
貸与資産減価償却費	61,266	
固定資産賃貸費用	16,537	
その他の	26,200	113,197
経常利益		5,297,049
特別利益		
固定資産売却益	15,806	15,806
特別損失		
固定資産除却損	86,158	86,158
税金等調整前当期純利益		5,226,697
法人税、住民税及び事業税	1,609,881	
法人税等調整額	△56,964	1,552,917
当期純利益		3,673,779
非支配株主に帰属する当期純利益		45,828
親会社株主に帰属する当期純利益		3,627,950

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,568,864	流 動 負 債	8,333,746
現 金 及 び 預 金	3,578,394	買 掛 金	4,987,062
受 取 手 形	464,121	未 払 金	1,783,341
売 掛 金	9,378,209	未 払 費 用	281,888
商 品 及 び 製 品	3,202,042	未 払 法 人 税 等	853,229
仕 掛 品	697,062	預 り 金	202,387
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,255,920	賞 与 引 当 金	225,836
前 渡 金	2	固 定 負 債	603,075
前 払 費 用	19,345	退 職 給 付 引 当 金	96,555
そ の 他	981,024	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	492,520
貸 倒 引 当 金	△7,259	長 期 預 り 保 証 金	14,000
固 定 資 産	29,951,968	負 債 合 計	8,936,822
有 形 固 定 資 産	21,080,807	純 資 産 の 部	
建 築 物	6,138,735	科 目	金 額
機 械 及 び 装 置	870,206	株 主 資 本	39,037,323
車 両 及 び 運 搬 具	3,761,418	資 本 金	7,730,621
工 具、器 具 及 び 備 品	31,866	資 本 剰 余 金	7,918,674
土 地	255,665	資 本 準 備 金	7,914,938
建 設 仮 勘 定	8,148,151	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,735
無 形 固 定 資 産	1,874,763	利 益 剰 余 金	30,319,624
商 標	198,830	利 益 準 備 金	1,932,655
ソ フ ト ウ エ ア	4,550	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,386,969
施 設 利 用 権	190,222	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	388,565
投 資 そ の 他 の 資 産	4,056	別 途 積 立 金	9,400,000
投 資 有 価 証 券	8,672,329	繰 越 利 益 剰 余 金	18,598,404
関 係 会 社 株 式	3,674,830	自 己 株 式	△6,931,597
関 係 会 社 出 資 金	1,774,721	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,546,685
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,267,128	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,546,685
長 期 前 払 費 用	1,023,381	純 資 産 合 計	40,584,009
繰 延 税 金 資 産	155,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,520,832
そ の 他	389,436		
貸 倒 引 当 金	400,531		
	△12,950		
資 産 合 計	49,520,832		

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		36,220,224
売 上 原 価		26,702,814
売 上 総 利 益		9,517,410
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,460,723
営 業 利 益		4,056,686
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	221,402	
為 替 差 益	214,068	
受 取 賃 貸 料	97,167	
そ の 他	46,291	578,930
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,056	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	61,266	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	16,537	
そ の 他	2,969	85,830
経 常 利 益		4,549,786
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,999	3,999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	76,294	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	38,833	115,127
税 引 前 当 期 純 利 益		4,438,659
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,357,237	
法 人 税 等 調 整 額	△151,280	1,205,957
当 期 純 利 益		3,232,702

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

太陽化学株式会社
取締役会 御中

仰 名	星 古	監 屋	査 事	法 務	人 所				
指 業	定 務	社 執	員 行	公認会計士	小	出	修	平	
指 業	定 務	社 執	員 行	公認会計士	堤		紀	彦	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

太 陽 化 学 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 名	星 古	監 屋	査 事	法 務	人 所				
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	士	小	出	修 平
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	士	堤		紀 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、全監査役の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

太陽化学株式会社 監査役会

常勤監査役	荒	木	幹	治	㊞
社外監査役	大	橋	正	行	㊞
社外監査役	渡	邊	誠	人	㊞

以 上

お 知 ら せ

第105期期末配当金のお支払いについて

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、第105期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の期末配当金につき、下記のとおり決議しております。

記

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たり	金54円
配当総額	918,438,318円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月1日

つきましては、2022年6月1日を支払開始日として、1株当たり54円をお支払いさせていただきますので、同封の期末配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

また、配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をそれぞれ同封しておりますのでご確認ください。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

会場

証券コード：2902

2022 年 5 月 31 日

株主各位

三重県四日市市山田町 800 番
太陽化学株式会社
代表取締役社長 山崎 長宏

(訂正)「第 105 回 定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第 105 回 定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、本ウェブサイトへの掲載をもって下記の通り訂正のご連絡をさせていただきます。

なお、当社 WEB サイトには訂正後のものを掲載しております。

記

1. 訂正箇所

「第 105 回 定時株主総会招集ご通知」

株主総会参考書類 議案および参考書類

「第 3 号議案 監査役 1 名選任の件」(13 ページ) への注記の追加

2. 訂正内容

訂正箇所は下線で表示しております。

【訂正前】

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【訂正後】

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上